

## 橋本市子ども・子育て会議等について

### 1. 会議設置の経緯と法的位置付け

#### 子ども・子育て支援法成立【平成 24 年度】

- ◆ 質の高い幼児期学校教育・保育の総合的な提供
- ◆ 保育の量の拡充・確保、保育の質の改善
- ◆ 地域の子ども・子育て支援の充実

#### 子ども・子育て会議の設置(法第 72 条)

- ◆ 平成 25 年 8 月 橋本市子ども・子育て会議設置(6 月条例公布)  
( 子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関 )

#### 子ども・子育て支援事業計画の策定業務(法第 61 条)

- ◆ 平成 27 年 3 月 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定



( 平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度スタート )

### 2. 子ども・子育て会議の役割(法第 72 条第 1 項)

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定  
保育所、幼稚園、認定こども園の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定  
小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項  
子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 市町村子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項  
子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議すること

### 3. 委員について

- ◆ 役職:地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職
- ◆ 任期:委嘱日(令和8年1月26日)から2ケ年
- ◆ 報酬:橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定による

### 4. 『第3期:橋本市子ども・子育て支援事業計画(令和7~11 年度)』について

子ども・子育て支援法に基づく、令和7年度以降5カ年の「第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画」については、令和6年度において、第2期子ども・子育て支援事業計画が満了を迎えたことにより、令和5年度から6年度において計6回の会議開催によりご意見を頂戴し策定いただきました。

本計画は「放課後児童対策パッケージ」、「母子保健計画」、「ひとり親支援(自立促進計画)」、「子どもの貧困対策推進計画」、「児童虐待防止対策」を包含するものです。

## 5. 今後の主なスケジュール

<令和7～9年度> 子ども・子育て支援事業実施報告等

第3期計画の変更・中間見直し等

<令和10～11年度> 本計画の評価・見直し

こども計画策定